

○学校法人立教女学院寄附行為

(昭和 26 年 3 月 7 日制定)

最新改正 2023 年 3 月 23 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人立教女学院と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都杉並区久我山 4 丁目 29 番 60 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、キリスト教に基き、教育基本法及び学校教育法に従い、女子教育を行なうことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 立教女学院高等学校 (全日制の課程) 普通科
- (2) 立教女学院中学校
- (3) 立教女学院小学校

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12 人以上 15 人以内
- (2) 監事 2 人

2 理事のうち 1 人を理事長とし、理事会において互選する。

(役員を選任)

第 6 条 この法人の役員は、過半数はキリスト教の信徒とし、そのうち過半数は、聖公会の聖職若しくは信徒でなければならない。ただし、前条第 2 項に規定する理事長は、聖公会の聖職若しくは信徒又は聖公会の信仰、慣習、職制を尊重する者でなければならない。

(理事を選任)

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日本聖公会東京教区主教の職に在る者 1 人
- (2) 立教女学院長の職に在る者 1 人
- (3) この法人の設置する学校の長の職に在る者 2 人又は 3 人

- (4) この法人の事務局長の職に在り理事会において選任した者 1人
 - (5) 第33条第1項(8)(9)の評議員のうちより評議員会において選出された者について理事会において選任した者 2人
 - (6) 同窓会により推薦され理事会において選任した者 1人
 - (7) 学外有識者より理事会において選任した者 4人以上6人以内
- 2 前項第1号から第5号に規定する理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、勤務員、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちより、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員(第7条第1項第1号から第5号までに掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の任期期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。ただし、選任は連続して2期までとする。

- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、理事においてはその定数の5分の1をこえるものが欠けたとき、監事においては1人が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上の出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為にいちじるしく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

- 2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第12条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面にし、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、召集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

8 前項および第16条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することが出来ない。ただし、第12項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

13 理事会の書記は、理事長が指名する。

(業務の決定)

第13条 この法人の業務は理事会で決定する。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行ない、この法人内部の事務を統括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長たる理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行なう。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代理し、又はその職務を行なう。

(常務理事)

第18条 理事長は、理事会の議決を得て、理事のうちから若干名を常務理事として任命する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、その定めた範囲において業務を処理する。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事

項について、議事録を作成しなければならない

- 2 議事録には、議事の経過の概要と、その結果及び議決の場合には賛否の数を記載し、議長及び出席理事のうちより互選された理事2人が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 院長及び学校の長、チャプレン並びに法人の事務所の長 (院長の任免及び職務)

第20条 この法人に院長を置き、その任免は、理事会の議決を得て理事長が行なう。

- 2 院長の職務は、別に定める。
(院長の任期)

第21条 院長の任期は、4年とする。ただし、再任は1期までとする。
(院長の資格)

第22条 院長は、聖公会の聖職又は信徒でなければならない。
(学校の長の任免)

第23条 学校の長の任免は、理事会の議決を得て理事長が行なう。
(学校の長の任期)

第24条 小学校、中学校、高等学校の長の任期は、4年とする。ただし、再任は1期までとする。
(学校の長の資格)

第25条 学校の長は、聖公会の聖職若しくは信徒又は聖公会の信仰、慣習、職制を尊重するキリスト教の信徒でなければならない。
(チャプレン)

第26条 この法人にチャプレン若干名を置く。

- 2 チャプレンは、理事長の要請により、日本聖公会教区主教により派遣される。
- 3 チャプレンの進退は、理事会の議を得なければならない。
- 4 チャプレンの任期は、3年とする。ただし、理事会が必要と認めたときは、再派遣を要請することができる。
- 5 チャプレンの職務は、別に定める。
- 6 チャプレンは、必要に応じて理事会に出席し、宗教教育に関する事項につき、理事会に対して意見を開陳することができる。
(チャプレンの資格)

第27条 チャプレンは、聖公会の聖職でなければならない。
(法人の事務所の長の任免及び資格)

第28条 法人の事務所の長を事務局長とし、その任免は、理事会の議決を得て理事長が行なう。

2 事務局長の任期は4年とする。ただし、再任は1期までとする。

3 事務局長は、キリスト教の信徒又は法人の建学の精神を堅持し、聖公会の信仰、慣習、職制を尊重する者とする。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第29条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、25人以上33人以内の評議員をもって組織する。ただし、評議員の総数は、理事の総数の2倍を超えるものとする。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面にし、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

6 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

12 評議員会に書記を置く。

(議事録)

第30条 第19条第1項および第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席理事のうちから互選された理事」とあるのは、「議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第31条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬，賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

（評議員会の意見具申等）

第32条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第33条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事のうちから理事会で選任した者 1人
- (2) 日本聖公会東京教区主教の職に在る者 1人
- (3) 立教女学院長の職に在る者 1人
- (4) この法人の設置する学校の長及び事務局長 3人又は4人
- (5) この法人の設置する学校の教頭の職に在る者 2人又は3人
- (6) チャプレンのうちから、理事会において選任した者 1人又は2人
- (7) この法人の設置する学校の専任教職員及び法人職員から互選され、理事会において選任した者 5人
- (8) この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者のうちより、同窓会によって推薦され理事会において選任した者 5人以上8人以内
- (9) 学外有識者より、理事会において選任した者 5人以上8人以内

2 前項第1号から第7号に規定する評議員は、その職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 第1項第7号から第9号の評議員の選出方法については、別に定める。

(評議員の選任)

第34条 評議員のうち前条第1項第3号、第4号(事務局長を除く)及び第6号に定める者は、キリスト教の信徒でなければならない。

(任期)

第35条 評議員(第33条第1項第2号から第6号までの規定により選任された者を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。ただし、再任は2期までとする。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行なう。

(評議員の解任及び退任)

第36条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第6章 資産及び会計

(資産)

第37条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定にしたがって基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第39条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第40条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第41条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第42条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得られなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第43条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算)

第44条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第45条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第46条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項をホームページ上で公開する。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第47条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第48条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第49条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

第50条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 東京都知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては東京都知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては東京都知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第51条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行なう公益社

団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て東京都知事の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第53条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、東京都知事に届け出なければならない。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第54条 この法人は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他の必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、立教女学院の掲示場に掲示して行なう。

(施行細則)

第56条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

1 この寄附行為は、昭和26年3月7日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

- (1) 理事 大藤鑄三郎
(ABC順) 橋本寛敏
黒川とよ
菅田吉
蒔田誠
門馬常次
大平芳男
小川清
小倉あい
瀬川けい

杉浦チカ

ケネス・アボット・ヴァイアル

監事 梶原磯江

牛島義友

(2) この法人の設立当初の理事のうち、橋本寛敏、大平芳男、小川清、小倉あい、杉浦チカ、ケネス・アボット・ヴァイアルの6名は、第13条の規定にかかわらず、その第1期の任期を2年とする。

(3) 財団法人立教女学院寄附行為に基いて任命された職員にして現に在職する者は、この寄附行為によって夫々任命されたものとみなす。

附則

この寄附行為（立教女学院短期大学設置）は、昭和42年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為（立教女学院短期大学幼児教育科設置）は、昭和45年4月1日から施行する。

附則

1 この寄附行為は昭和54年4月1日から施行する。

2 寄附行為施行の時に在任する役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、変更後の寄附行為により、新たに選任される役員の任期と同一とする。

附則

平成8年9月24日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成8年10月1日から施行する。

附則

平成15年8月31日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年9月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成18年3月31日から施行する。

附則

1 この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成19年5月11日）から施行する。

2 この寄附行為施行の時に在任する役員及び評議員の任期は、変更前の寄附行為により選任された任期とする。

3 この寄附行為により選任される役員及び評議員の任期は、変更前の寄附行為により選任された任期と通算する。

附則

平成19年12月7日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 21 年 11 月 20 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 30 年 3 月 30 日）から施行する。

2 この寄附行為施行前より在任する役員の任期は、在任中任期は変更前の寄附行為による任期とし、施行以後の再任の任期はこの寄附行為による任期とする。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 30 年 7 月 4 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 2 年 3 月 30 日）から施行する。

附則

令和 2 年 3 月 16 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、東京都知事認可の日（令和 3 年 1 月 5 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、東京都知事認可の日（令和 3 年 1 月 19 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、東京都知事認可の日（令和 4 年 2 月 3 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、東京都知事認可の日（令和 5 年 4 月 24 日）から施行する。